

2015年英国現代 奴隷法

要求事項と企業が求められる
対応とは？

はじめに

現代奴隷とは、奴隷・隷属、強制・義務による労働と人身取引を指します¹。2016年のグローバル・スレーバリー・インデックスでは、今日167カ国・4,580万人が現代の奴隷状態で生活しています²。ほとんどが、製造業、建設業、農業などの民間セクターによる搾取の犠牲者です。強制労働と奴隷は大きな市場です。国際労働機関の推計では、こうした犯罪による不法な利益は年間1,500億米ドルに達するとみられています。社会の意識が高まり、消費者が好むブランドに対し一段と重い責任を要求しています。そのため企業は、現代奴隷の危機に真っ向から立ち向かおうとする圧力の高まりに直面しています。また、民間公益団体とメディアが人権侵害に関与する企業名を公表しているため、現代奴隷は企業にとって大きな評判リスクともなります。

現代奴隷は複雑な犯罪で、多くの場合、国境、セクター、法域を越え、表面化することが少ない犯罪です。2016年、英国だけでも推計1万1,700人の犠牲者が存在し²、英国企業の世界的サプライチェーンにおいて容認できない労働環境で強制的に働かされている人は数百万人にも及びます。2015年英国現代奴隷法 (Modern Slavery Act : MSA、以下「MSA」) は、21世紀の奴隷と人身取引に特化した欧州初の法律で、世界でも先進的な法律の一つです。この法律の条項すべてが直接企業に対して適用されるわけではありませんが、第54条にある「サプライチェーンの透明性」は、民間セクターに影響を与えます。本概要説明では、この条項の要件と企業の対応策について解説します。

第54条の適用ーサプライチェーンの透明性

この法律の第54条は、2015年10月29日に施行されました。MSAは、業種にかかわらず、英国においてビジネス活動を営む営利団体・企業のうち、年間の売上高³が3,600万ポンドを超えるものに対し、自社の事業活動とサプライチェーンにおける現代奴隷への対策について、年次の奴隷労働および人身取引ステートメントで開示することを義務付けています⁴。組織がそうした対策を怠った場合には、その旨を開示する義務があります。MSAは、12,000社以上に適用されるとみられています。報告義務がある企業をチェックする仕組みは今のところ存在しません。

サプライチェーンの透明性に関する要件は、英国で何らかのビジネス活動を行う、有限責任事業組合(LLP)を含む、法人やパートナーシップすべてに適用されます。この要件は、企業の所在地を問わず適用されますので、英国内で商品やサービスを

提供する外国企業に対しても義務が課されます。さらに、主として慈善・教育目的あるいは純粋な公共事業を目的とした組織もMSAの対象となります。

同法のガイダンスでは、政府は、この条項の対象となっている「英国で明確なビジネス上のプレゼンス」を持つ組織に対して「常識的なアプローチ」を適用することについて言及していません。最終的には、裁判所が個別の事実を考慮して法律の適用可能性を決定します。

この法律では、組織は、そのサプライチェーンから奴隷を根絶するための積極的な対策を取るのではなく、ステートメントの作成と公表が義務付けられています。しかし政府は、措置を講じなかった組織は商業的な圧力に直面すると考えています。

親会社および子会社

企業グループの一員である組織がこの要件に該当する場合、ステートメントを作成することが法律で義務付けられています。英国に子会社があること自体は、親会社が英国でビジネスを行っていることを意味しません。子会社はその親会社またはグループ企業とはまったく独立してビジネスを行っている可能性があるからです。親会社と同じグループ内の1社以上の子会社がステートメントを作成することが義務付けられている場合、親会社がステートメントを作成すれば、子会社はそのステートメントで要件を満たすことができます(ステートメント作成義務がある各組織が該当の年度に取った措置をそのステートメントで完全にカバーすることを条件とします)。

グループ内の子会社が英国でビジネスを行っていない場合、ステートメントを作成する必要はありません。しかし、その子会社が別のグループ企業のサプライチェーンまたは自社ビジネスの一部である場合、そのグループ企業のステートメントで、現代奴隷を回避するためにその子会社に関連して取られた対策をカバーすべきです。外国の親会社が英国で何らかのビジネスを行っている場合、ステートメントを作成する必要があります。

透明性を高めることを目的として、ガイダンスでは、法律上の義務がなくても特にその組織が高リスクな産業や場所でビジネスを行っている場合には、グループ内の組織がステートメントを作成することを強く奨励しています。

フランチャイズモデル

組織の中には、フランチャイズ形態で事業を営む場合もあります。フランチャイズの売上高が3,600万ポンドを超える場合、ステートメント作成が義務付けられています。全体の売上げを算定する際には、フランチャイザーの売上げのみが考慮されます。フランチャイザーの商標を使用し、商品の販売やサービスの提供を行うフランチャイズ加盟者の売上高はフランチャイザーの売上げの計算には含めません。しかし、売上高の基準を超えるフランチャイザーは、現代奴隷に関連したフランチャイズ加盟者の現代奴隷に関する活動が、ブランドに与える影響について検討したいという場合があります。その際には講じた対策を報告し、フランチャイズ全体で現代奴隷とは一切関係ないことを確実なものとしします。

フランチャイズ加盟者は、売上高が3,600万ポンドを超える場合、奴隷労働および人身取引ステートメントを作成することが義務付けられます。

年次ステートメントの内容

政府は、ステートメントのレイアウトや具体的な内容について規定していませんので、ステートメントで情報を提示する方法とどれくらいの詳細を提供するかは組織の裁量に委ねられます。ガイダンス文書では、ステートメントは真実で、容易に理解できる分かりやすい英語で書かれ、簡潔でありながら、すべての関連項目をカバーし、組織の関連する公表物、文書、方針への適切なリンクを提供する必要があると提案されています。

組織は、自らのビジネスとサプライチェーンで現代奴隷の発生を防ぐために、各社が取っている、または取り始めた対策すべてをステートメントに記載しなければなりません。MSAは、ステートメントが含めることができる情報の種類に関してガイダンスを示しています。

- ▶ 組織構造、ビジネスモデル、サプライチェーンの関係性の説明
- ▶ 奴隷・人身取引に関連した方針に関する情報
- ▶ 組織のビジネスとサプライチェーンに関して実施するデューデリジェンス手順の詳細
- ▶ 奴隷と人身取引のリスクにさらされているビジネスとサプライチェーンの分野とそのリスク評価・管理のための取り組み
- ▶ 適切なパフォーマンス指標で測定された、奴隷および人身取引が自社のビジネスまたはサプライチェーンで発生していないことを確認するために講じた取り組みの有効性
- ▶ 社員が利用できる研修

政府ガイダンスの付属書Eは、各セクションに含めることができる活動の種類について、なぜそうした情報がステートメントで役立つかについて、情報を提供しています。これはあくまでも手引きとして利用されることを目的としています。

さらに、CORE（人種平等会議）、国際奴隷制反対協会、英国ユニセフ、ビジネス・人権資料センターは、現代奴隷ステートメントに対して推奨される内容を提示した共同のガイダンス⁵を公表しています。

シニアレベルの署名

法人組織の事業体の場合、ステートメントは取締役会の承認と取締役（またはこれに相当する者）による署名がなければなりません。有限責任事業組合（LLP）の場合は組合のメンバーによる承認と指定されたメンバーによる署名が必要です。組織が1907年リミテッドパートナーシップ法の下で登録された有限責任事業組合（LLP）の場合、ジェネラルパートナーによる署名が必要で、その他の種類のパートナーシップについては、パートナーが署名する必要があります。

さらに、企業サイトのホームページには、目立つように⁶ステートメントへのリンク⁷を掲示する必要があります。

タイムライン

組織がステートメントを公表する義務は、2015年10月29日に施行されました。会計年度が2016年3月31日またはそれ以降に終了する企業は、2015～16年度分についてのステートメントの公表が求められることになります。

含まれる情報が的確かつ最新であるように、政府は、組織がステートメントを作成する各会計年度終了後できるだけ迅速に発行することを期待しています。組織は、作成が義務付けられている他の年次報告書または非財務報告書と合わせてステートメントを公表することもできます。組織は、会計年度終了後6カ月以内に報告することが奨励されています。

政府は、組織がステートメントを作成した時点で、次の会計年度についても引き続き作成することを強く推奨しています（たとえ売上高が3,600万ポンドの基準を下回る場合でも）。これにより、ステークホルダーなどの利害関係者は年ごとの組織の進捗を監視でき、奴隷および人身取引の根絶に対する真剣な取り組みを示すことになるからです。

開示を怠った場合

MSAは、奴隷労働および人身取引ステートメントに関する何らかの要件に準拠していない組織に対して、国務大臣の要請に基づき高等法院が「強制執行命令」を出すことができると規定しています。命令に従わない場合は、無制限の罰金となる可能性があります。

さらに、開示義務要件により、一般市民、従業員、消費者および投資家は、十分な情報を得た上で彼らと取引する組織を決定できます。ステートメント（およびそれを作成しなかった組織）は、非営利団体と社会・人権問題を報道するメディアからの注意を引く可能性が高いでしょう。ビジネス・人権資料センターには企業のステートメントの公式記録が保管されています。2017年6月時点で31カ国に本社がある27セクターの企業から2,000以上のステートメントが更新登録されています。

問題に対して真摯に取り組まなければ、企業は評判や競争力の低下等、多大な損失を被る可能性があります。

組織が今できること

MSAに基づく要件は、現代奴隷根絶に向けた積極的な対策そのものよりも、ステートメントを作成することにあります。これにより政府が目指すのは、開示によって企業の活動に関し透明性を要求するだけでなく、労働権の基準を向上させるべく競争を促し、労働環境の改善と消費者が購入する製品に対してより大きな安心感をもつことにつなげることです。以下は、企業が今取ることができる対策案です。これにより企業は立場を向上させ、新しい要求事項に準拠し、利害関係者の期待を一層満足させることができます。

- ▶ 最初の報告年度に作成するステートメントの種類および自社の業務とサプライチェーン内で利用可能な情報の収集・評価の開始
- ▶ 現代奴隷に関し、記載すべき事項について、人権・調達方針および行動規範の再検討
- ▶ 業務とサプライチェーンにおける人身取引と奴隷に関するリスクの特定・分析
- ▶ 直接・間接的な取引関係を持つサプライヤーと協働し、信頼できる情報を入手するためにデュー・デリジェンス・システムを構築（または既存のプロセスの改良）
- ▶ 直接的な取引関係を持つサプライヤーに対し、製品に組み込まれた材料が、その所在国またはビジネス活動を行っている国の奴隷および人身取引に関する法律を遵守していることの確認を求める
- ▶ サプライヤーの監査を実施し、人身取引と奴隷に対する企業の基準に対する遵守状況を評価
- ▶ 従業員と請負契約者に対し、説明責任を果たすための基準と手順を構築・維持し、奴隷および人身取引に関連した会社の基準を満たしていない場合は措置を講じる
- ▶ サプライチェーン管理に直接関与する従業員および管理者に対し、リスクを軽減するという観点で人身売買および奴隷労働に関する研修を実施

他の報告義務との相互作用

人権の開示に関する透明性は、すでに2006年英国会社法（戦略報告書および取締役報告書）2013年規則の要件になっています。この要件では上場企業に対し、人権に関する方針とその有効性について含めることを義務付けています。さらに、非財務情報開示に関する欧州指令2014/95/EUは、人権侵害の予防策に関し企業が報告する必須要件を含まれており、2017年から大企業に適用されます。

国際企業は、他の法域での法律に基づいてMSAと同様の規定に準拠することが要求される場合もあります。例えば、2010年カリフォルニア州サプライチェーン透明法は、カリフォルニア州でビジネスを行う大規模小売業者と製造業者⁹に対して、直接的なサプライチェーンでの奴隷および人身取引の根絶に関する取組みをウェブ上で公表することを要求しています。このカリフォルニアの法律では、監査、認証、内部への説明責任、研修に関する開示を要求しています。

MSAでは、組織がすでに他の報告要件を満たした透明性のある報告（もしくは国連ビジネスと人権に関する指導原則などのイニシアチブを自主的に採用した報告）を行っている場合、MSAで規定された要求事項に、これらの義務がどのように適合しているか検討する必要があります。政府ガイダンスの付属書Dでは、適用される可能性があるその他の報告要件との関連から、ステートメントを作成する義務にどのように対応するかを提案しています。

EYができること

当法人のチームは、MSAの法的要求事項、政府の要求事項、および利害関係者の期待を理解しています。私たちは、さまざまなセクターにわたり、社内のガバナンス体制と方針の構築・策定だけでなく、リスク評価とサプライチェーンのデューデリジェンス手法の構築に関して、多くの企業にアドバイスを提供してきました。市場から得られた知見を活用し、外部に対し透明性のある開示を行うためのクライアントの取組みを支援します。

EYは、ShiftおよびMazars主導の「国連指導原則報告フレームワーク」とその保証ガイダンスの開発に関与しています。最近では、Shiftによる企業の人権に関する情報開示の成熟度評価の発刊を支援しました⁹。当法人は、幅広い人権リスクの管理・報告に関するサポートだけでなく、MSAコンプライアンスについてもクライアントを支援することが可能です。

当法人には、人権・責任ある調達の専門家によるグローバルネットワークがあり、以下のようなサービス提供の実績があります。

- ▶ 人権（または特に奴隷・人身取引）に関連する方針の起草またはレビュー、その効果的な普及・実施の支援
- ▶ 強制・奴隷労働や人身取引など、人権違反のリスクがある業務分野またはサプライヤーの特定
- ▶ 人権に関する研修とサプライヤーの能力開発の支援
- ▶ サプライヤーに対する質問票作成、サプライヤーとの協働と監査などの、デューデリジェンス手法の助言と実行
- ▶ コンプライアンス状況のモニタリング支援
- ▶ 苦情処理メカニズムの構築またはレビュー
- ▶ 社内報告手順とパフォーマンス測定の指標の開発
- ▶ 年次ステートメントの草案作りまたは外部向け開示情報の検証

さらに詳しい内容については
ぜひ相談ください。

MSAに関するより詳しい情報やお客様の組織への
具体的な支援方法のご相談は、以下までご連絡くだ
さい。



牛島 慶一
プリンシパル
気候変動・サステナビリティ
サービス
Tel: + 81 3 3503 3292
Email: Keiichi.Ushijima@jp.ey.com



Ashleigh Owens
エグゼクティブ・ディレクター
気候変動・サステナビリティ
サービス
Tel: + 81 3 3503 3292
Email: Ashleigh.Owens@jp.ey.com



名越 正貴
マネージャー
気候変動・サステナビリティ
サービス
Tel: + 81 3 3503 3292
Email: Masataka.Nagoshi@jp.ey.com

脚注

- 1: 2015年英国現代奴隷法で定義されるとおり。
- 2: グローバル・スレーバリー・インデックス、グローバルファインディングス(2016年)。「<https://www.globallslaveryindex.org/findings/>」
- 3: 総売上高の算定方法は以下の通り
 - a. 組織の売上高
 - b. 組織の従属会社の売上高(英国では一切営業していない子会社も含む)「売上高」とは、営利組織または従属会社の通常の営業活動内に含まれる商品とサービスの提供に對する対価の金額で、以下を差し引いたものを意味する。
 - i. 値引き額
 - ii. 付加価値税
 - iii. 対価の金額に課されるその他の税金
- 4: 政府のガイダンスでは、「本要求事項における「サプライチェーン」とは、日常で解釈されている意味と同義」と規定している。
- 5: 「Recommended content for a modern slavery statement (現代奴隷ステートメントに対する推奨される内容)」(2017年)、COREならびに国際奴隷制反対協会、ビジネス・人権資料センター(BHRRC)および英国ユニセフ。(寄稿): http://corporate-responsibility.org/wp-content/uploads/2017/06/Core_RecommendedcontentFINAL-1.pdf
- 6: 政府のガイダンスは、「目立つように」と定義しているがこれは現代奴隷のリンクが直接的にホームページ上で見える、またはそのページの明らかなドロップダウンメニューの一部であることを意味する。リンクは、内容が容易に分かるように明確にマークされるべきである。
- 7: 複数のウェブサイトがある組織については、政府のガイダンスでは、英国におけるその組織のビジネスに関連した最も適切なウェブサイトにてステートメントを掲載することが推奨されている。関連するウェブサイトが複数ある場合、ガイダンスは、ステートメントのコピーまたはステートメントへのリンクをそれぞれの関連ウェブサイトに掲載することを推奨している。
- 8: 同法は、カリフォルニア州でビジネスを行う企業のうち、世界全体での年間収益が1億米ドル以上の企業で、カリフォルニア州で納税申告をする小売販売業または製造業者すべてに適用される。
- 9: 人権報告書(Human Rights Reporting): *Are companies telling investors what they want to know?* (投資家が知りたい情報を企業は伝えているか?)、The Shift Project (2017年)、https://www.shiftproject.org/media/resources/docs/Shift_MaturityofHumanRightsReporting_May2017.pdf

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。新日本有限責任監査法人、EY 税理士法人、EY トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社、EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されており、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくは www.ejapan.jp をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。